

利用者負担について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を当園にお支払いいただきます。

(2) 当園は、市町村から特定教育・保育に係わる教育・保育給付費を法定代理受領いたします。ただし、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から、特定教育・保育費用の給付を受けるものとします。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担（実費負担）

前項の保育料のほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払を保護者の方にご負担していただきます。

種類	理由	額
1号・2号認定子どもに係る給食費	給食代として	月額 4,500円税込
1号・2号認定子どもに係る主食費	パン代として (概ね週2回提供)	月額 700円税込
保護者会費	保護者会活動のため	保護者会が定める 金額
卒園行事等準備費用（5歳児）	保護者会卒園お祝い 行事他費用として	
日本スポーツ振興センター災害共済加入費	保険代として	年額 200円
制服・制帽・通園カバン・スモック・ 運動着・運動帽子・上履き等購入代 (購入希望数量の品代)	登降園時、園生活時に 着用・使用するため 保育活動等で使用する ため	別途注文書等で 案内
名札・出席ノートほか各種教材等費用		
定期購読絵本代		
鍵盤ハーモニカ代(購入者のみ)		
保育教材「せんのあそび」	特別行事経費として	園長が定める金額
宿泊保育行事に係る費用(5歳児)		
その他当園の利用において通常必要と されるものに係る費用で保護者に負担 させることが適当と認められるもの		

※上表の金額等は、納入価格・消費税法の改正等により変更となる場合があります。

その場合は、その都度注文書・お便り等で事前にお知らせします。

※当園は、上記費用を現金で支払いを受けた場合は、領収書を交付(または領収印を押印)します。